☆成年後見制度利用相談会のご案内☆

【成年後見制度とは・・・】

認知症や精神障害、知的障害などの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ることがないよう、家庭裁判所が本人を支援する人(成年後見人等)を選び、本人の権利と財産を守り支援する制度です。

【成年後見人は誰がなるの?・・・】

成年後見人には親族のほか、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の第三者がなる ことも可能です。

> 妻が悪徳商法の被害に 遭ってしまった。今後 のことが不安だ。

銀行から成年後見制度を利用するように言われたけど・・・。

お金の管理に自信がなくなってきた。



こんな時は『射水市成年後見制度利用相談会』をご活用ください。

相談料無料

【日時】毎月第4水曜日 午後2時~午後4時

【場所】射水市役所 本庁舎 ※1階 地域福祉課までお越しください。

相談協力員として、実際に後見業務を行っている「成年後見センターリーガルサポート富山県支部」「NPO 法人とやま成年後見人協会」「権利擁護センターぱあとなあ富山」の司法書士・行政書士・社会福祉士が相談に応じます。

<u>ご予約は TEL(0766)51-6625(地域福祉課)まで</u>